

ID: 144

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	使用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町営墓地条例 第11条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第119号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第11条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用許可を取り消しすることができる。</p> <p>(1) 使用者が使用料を納付しないとき。 (2) 使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき。</p> <p>2 前項の規定により使用許可を取り消されたときは、使用者は直ちにその場所を原形に復して、町長に返還しなければならない。</p> <p>3 使用者が前項の処置を行わなかったときは、町長がこれを代行し、それに要した費用を使用者から徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日